

子育てひろば



1月 地域子育て支援センター

お子さんの健やかな成長を願い、無料で施設を開放して育児支援を行っています。



※新型コロナウイルス感染症対策として9:30～11:30での予約制となっています。詳細等は各子育て支援センターまでお問い合わせください。
※令和3年12月27日(月)～1月4日(火)は年末年始のためお休みです。

すまいるひろば ☎22-8099

宝田こどもセンター 平日9:30～11:30

6日(木)～14日(金) お正月あそび
17日(月)～21日(金) 鬼のお面作り
24日(月)～28日(金) 身体計測
31日(月)～2月4日(金) 豆まきごっこ
※毎週水曜日は行事の代わりに園庭開放(10:30～11:00)をします。

ふれあいひろば ☎28-1725

橘こどもセンター 平日9:30～11:30

5日(水)～7日(金) たこを作ろう！
11日(火)～14日(金) おはなしだいすき
17日(月)～21日(金) 室内アスレチック
24日(月)～28日(金) 鬼のお面を作ろう！
31日(月)～2月4日(金) 鬼をやっつけろ！

ひだまりひろば ☎36-2241

新野こどもセンター 平日9:30～11:30

7日(金)～14日(金) 凧・こまを作ろう
17日(月)～21日(金) お正月遊びをしよう
24日(月)～28日(金) 身体計測

にこにこひろば ☎42-0720

今津こどもセンター 平日9:30～11:30

5日(水)～7日(金) 身体計測
11日(火)～14日(金) お正月遊びをしよう
17日(月)～21日(金) 絵本の読み聞かせ
24日(月)～28日(金) 鬼のお面を作ろう

なかよしひろば ☎21-2002

平島こどもセンター 平日9:30～11:30

5日(水)～14日(金) たこをつくろう
17日(月)～21日(金) 身体計測
24日(月)～28日(金) 鬼のお面をつくろう

みんなのひろば ☎44-5059

岩脇こどもセンター 平日9:30～11:30

5日(水)～14日(金) 正月あそびをしよう
17日(月)～21日(金) うたって遊ぼう
24日(月)～31日(月) おはなしを聞こう
※毎日11:00～お話しタイムです。

つどいの広場 すくすくin阿南

子育て相談や子どもと保護者間の交流の場です。ぜひお越しください。

時間 9:30～11:30

日程 12日(水) 桑野公民館
19日(水) 加茂谷公民館
26日(水) 福井公民館

※ひまわり会館すこやかルームは
7日(金)、11日(火)、14日(金)、21日(金)、
25日(火)、28日(金)

☎22-1593

家庭児童相談、児童虐待相談

主に18歳未満の児童を対象に心身の発達に関する事、家庭での教育問題、学校生活での心配事、児童虐待に関する事などの相談専用電話を開設しています。

直通電話 ☎22-0765

受付日時 月～金曜日(祝日を除く)
9:00～16:00

☎22-1677

児童手当制度について

児童手当は中学校卒業(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。なお、公務員(独立行政法人等は除く)は勤務先に申請してください。

支給額(児童1人当たり月額)

- ▶3歳未満は15,000円
- ▶3歳以上小学校修了前(第1・2子)は10,000円(第3子以降)は15,000円
- ▶中学生は10,000円

※所得制限限度額以上の方は一律5,000円。(特例給付)所得制限限度額については、市ホームページをご覧ください。

支給時期 原則、申請した月の翌月分から、毎年6月15日、10月15日、2月15日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

申請手続 出生の翌日から15日以内に申請が必要です。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。住所や氏名等が変わったときも届出が必要です。

※支所・住民センターでも手続きできます。

☎22-1677

おひさまひろば

平日 9:00～12:00 13:00～16:00



※令和3年12月27日(月)から1月6日(木)までは、年末年始のためお休みです。

11日(火)～14日(金) お正月遊びをしよう
18日(火) 英語で遊ぼう
19日(水) 誕生会(※誕生児優先)
24日(月)～28日(金) 発育計測
28日(金) おはなしコロリン

※新型コロナウイルス感染症の感染対策として、毎日予約制にしています。詳しくはお問い合わせください。

☎44-2205

子育て一言メモ

一 乳幼児突然死症候群について

去る11月初旬、学校教育課に文科省から「乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施」に関する周知依頼文書が届きました。

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)は、睡眠中の乳幼児が、予兆や既往歴もないまま死に至る病気で、令和2年には95人の乳幼児がこの病気で亡くなり、乳児期の死亡原因で3番目に多い数字となっています。平成11年から毎年11月が対策強化月間に定められていますが、11月に設定されている理由は、この病気が12月以降の冬季に発症する傾向にあるからだそうです。厚生労働省のホームページには、この病気の発生率を低くするために、次の3点が書かれています。

- ① 1歳になるまでは、寝かせるときは仰向けに寝かせましょう。
- ② できるだけ母乳で育てましょう。
- ③ たばこをやめましょう。

また、この病気以外にも考えられる、乳幼児の窒息事故に対しても、次の3点が紹介されています。

- ① ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう。
- ② 敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう。
- ③ 口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにしましょう。

厚生労働省のホームページには、より詳しい情報が掲載されていますので、ご一読いただければと存じます。

学校教育課